

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人 労働政策研究・研修機構	
案件番号	1	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	平成24年度経理システムの運用保守業務の委託	
契約締結日	平成24年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	財団法人日本システム開発研究所	
入札経緯及び結果	平成21年度まで特命随契。平成22年度から一般競争入札。 公告期間：平成24年1月13日～2月3日。入札日：平成24年2月10日。 仕様書受領業者数：9者。入札結果：一者応札。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②業務等準備期間の十分な確保	○	昨年度の入札で辞退した業者の中に、「稼働環境」の構築が契約開始日までに困難であることを挙げた業者があったことから、入札公告開始日を早め、入札日から契約開始日までの準備期間を昨年度比で1カ月延長した。
③公告期間の見直し	○	昨年度営業日で12日間だった公告期間を、16日間に延長した。
④公告周知方法の改善	×	
⑤電子入札システムの導入	×	
⑥業者等からの聴き取り	○	辞退した業者8者のうち、4者から具体的な辞退理由の聴取をおこなった。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成26年度に予定されている組織統合に向け、既存のシステムの見直し等を検討する中で、競争性を確保できる形での業務委託契約を検討する。		
開発業者がシステムの著作権を保有している場合、運用保守業務の委託にあたっては、随意契約もしくは1者応札という結果となり、かつ価格交渉も難しい状況となる。今後、組織統合に向けたシステムの見直しの過程で1者応札解消に向けた対策をしっかりと検討してほしい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本委員会において、システム開発の際に機構に著作権が帰属する契約を締結するよう指摘を受けた後の新規開発案件については、当機構に著作権が帰属するよう契約を締結しているところであるが、それ以前に開発した著作権を保有していないシステムの改修等にあたっては、1者応札等の結果となっている。組織統合に向けての既存システムの見直し等にあたり、著作権問題を含めて十分検討していきたい。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
竹内啓博、田極春美、山本勲、小宮山訓章、中川幸雄		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人 労働政策研究・研修機構	
案件番号	2	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	労働統計データベースの改修の委託	
契約締結日	平成24年9月13日	
契約の相手方の商号又は名称等	富士通株式会社	
入札経緯及び結果	平成20年度まで特命随契。平成21年度から一般競争入札。 公告期間:平成24年8月13日～8月28日。入札日:平成24年9月7日。 仕様書受領業者数:4者。入札結果:一者応札。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②業務等準備期間の十分な確保	×	
③公告期間の見直し	×	
④公告周知方法の改善	×	
⑤電子入札システムの導入	×	
⑥業者等からの聴き取り	○	辞退した業者3社全てから具体的な辞退理由の聴取をおこなった。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
今回辞退した全ての業者が著作権の問題を挙げているが、この部分については入札前に「機構負担とする」、「著作権に絡む改修についてのみ切り離して開発業者と随意契約を交わす」などの案を検討したが、いずれの場合も現行の一括契約の場合に比べ、経費増の可能性が懸念されたため、現行の方式によった。平成26年度に予定されている組織統合に向けた既存システムの見直しの中で引き続き著作権問題の対策について検討を続ける。		
契約監視委員会のコメント		
開発業者がシステムの著作権を保有している場合、改修業者選定にあたっては、随意契約もしくは一者応札という結果となり、かつ価格交渉も難しい状況となる。今後、組織統合に向けたシステムの見直しの過程でシステムの著作権問題を含めて一者応札解消に向けた対策をしっかりと検討してほしい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本委員会において、システム開発の際に機構に著作権が帰属する契約を締結するよう指摘を受けた後の新規開発案件については、当機構に著作権が帰属するよう契約を締結しているところであるが、それ以前に開発した著作権を保有していないシステムの改修等にあたっては、一者応札等の結果となっている。組織統合に向けての既存システムの見直し等にあたり、著作権問題を含めて十分検討していきたい。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
竹内啓博、田極春美、山本勲、小宮山訓章、中川幸雄		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における一者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。